最終版

第125回コーデックス連絡協議会　資料一覧

資料番号	資料名
1	議事次第
2	委員名簿
3	会場配置図
4-(1)	第19回　食品汚染物質部会（CCCF）仮議題
4-(2)	第19回　食品汚染物質部会（CCCF）主な検討議題
5-(1)	第45回　栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）仮議題
5-(2)	第45回　栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）主な検討議題
6-(1)	第56回　食品衛生部会（CCFH）仮議題
6-(2)	第56回　食品衛生部会（CCFH）主な検討議題

資料１

第 125 回コーデックス連絡協議会

日時：令和８年 10 月６日（火）
14:00 ～ 16:00
場所：AP 赤坂グリーンクロス C ルーム
（ハイブリッド開催）

議　事　次　第

１．　議題

今後の活動について

・ 第19回　食品汚染物質部会（CCCF）

・ 第45回　栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）

・ 第56回　食品衛生部会（CCFH）

２．その他

資料２

コーデックス連絡協議会委員

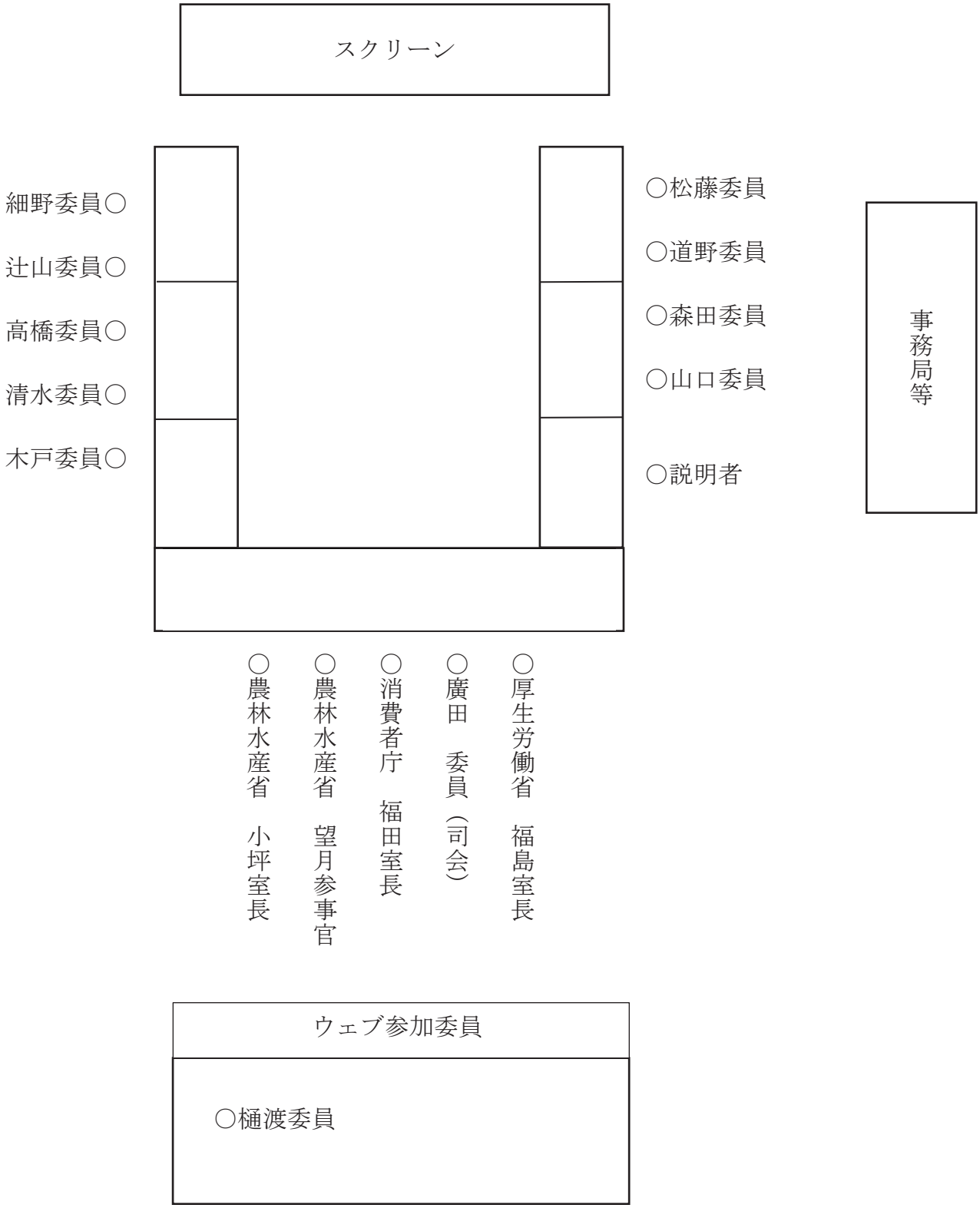
令和８年６月１日現在
（敬称略　50 音順）

穐山（あきやま）　浩（ひろし）	星薬科大学　薬学部　薬品分析化学研究室　教授
木戸（きど）　啓之（けいし）	一般社団法人　日本食品添加物協会　常務理事
木村（きむら）　たま代（よ）	主婦連合会　常任幹事
小林（こばやし）　優（ゆう）	全国農業協同組合連合会　法務・リスク管理統括部 食品品質・表示管理課　課長
清水（しみず）　隆司（たかし）	一般社団法人Ｊミルク　常務理事/ 国際酪農連盟　日本国内委員会事務局　事務局長
高橋（たかはし）　裕子（ゆうこ）	一般財団法人　消費科学センター 企画運営委員
辻山（つじやま）　弥生（やよい）	公益財団法人　日本乳業技術協会 専務理事
廣田（ひろた）　浩子（ひろこ）	一般社団法人 全国消費者団体連絡会　政策担当
樋渡（ひわたし）　由岐（ゆき）	公益社団法人　日本消費生活ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ・ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ・相談員協会 食生活委員会　副委員長
細野（ほその）　秀和（ひでかず）	一般社団法人　全国清涼飲料連合会　技術アドバイザー
松藤（まつふじ）　寛（ひろし）	日本大学　生物資源科学部　食品開発学科　教授
道野（みちの）　英司（ひでし）	公益社団法人日本食品衛生協会　常務理事
森田（もりた）　満樹（まき）	一般社団法人　Food Communication Compass 代表
山口（やまぐち）　隆司（りゅうじ）	一般財団法人 食品産業センター　参与
和田（わだ）　政裕（まさひろ）	城西大学　薬学部　医療栄養学科　教授

資料３

第 125 回コーデックス連絡協議会 会場配置図

令和８年 10 月６日（火）14:00～16:00
AP 赤坂グリーンクロス C ルーム



資料４-(1)

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 19 回食品汚染物質部会（CCCF）

日 時：【本会合及び報告書採択】2026 年 10 月 19 日（月）～23 日（金）
【会期前作業部会（バーチャル会合)】10 月 7 日（水）
【会期前作業部会（物理的会合)】10 月 18 日（日）
開催地：カイロ（エジプト）

仮議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	FAO 及び WHO（FAO/WHO 食品添加物専門家会議（JECFA）を含む）からの関心事項
4	その他の国際機関からの関心事項
産業由来、環境由来及び天然由来の有害物質	
5	食品中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範（ステップ 4）
毒素	
6	食品及び飼料中のトロパンアルカロイド類汚染の防止及び低減に関する実施規範（ステップ４）
7	乳生産用家畜飼料原料及び補助飼料のアフラトキシン B_1 低減に関する実施規範（CXC 45-1997）の改訂（ステップ４）
8	食品及び飼料中のピロリジジンアルカロイド類汚染の防止及び低減のための雑草管理に関する実施規範の改訂（ステップ４）
討議文書	
9	マグロ類中のメチル水銀に関する最大基準値及び関連するサンプリングプランのレビュー
10	穀類及び穀類加工品中の総アフラトキシンに関する JECFA のデータコールのための提案
11	食品中のアクリルアミド低減に関する実施規範（CXC 67-2009）のレビュー
12	乾燥果実中のオクラトキシン A 汚染の防止及び低減に関する実施規範の策定

13	T-2 トキシン、HT-2 トキシン、ジアセトキシスシルペノール及び麦角アルカロイド類に関する検討
14	食品容器包装における再生プラスチックの安全使用に関するガイドラインの策定
15	スパイスミクスチャへの最大基準値の適用
一般事項	
16	食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格（CXS 193-1995）に規定されている最大基準値のうち、分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999）に分析法が収載されていないものについての分析法又は数的性能規準の特定
17	最大基準値の策定のためのデータ解析及び改善されたデータ収集に関するガイダンスの付属書
今後の作業	
18	汚染物質に関するコーデックス規格のレビュー
19	JECFA による汚染物質の評価の優先リスト
20	JECFA の評価及び FAO/WHO 専門家会合の成果のフォローアップ作業
その他	
21	その他の議題
22	次回会合の日程及び開催地
23	報告書の採択

（情報文書）

本部会における汚染物質及び毒素に関する議論の経緯や毒性評価の概要、現存及び作業中の最大基準値など各種情報を収載した、部会中に参照・使用するための作業文書（CF19/INF01）（日本がオランダと共同作成）

資料４－(2)

第 19 回食品汚染物質部会（CCCF）の主な検討議題

日 時：【本会合及び報告書採択】2026 年 10 月 19 日（月）～23 日（金）
【会期前作業部会（バーチャル会合）】10 月 7 日（水）
【会期前作業部会（物理的会合）】10 月 18 日（日）
開催地：カイロ（エジプト）

主要議題の検討内容

仮議題 1. 議題の採択

（対処方針）

仮議題を本会合の議題として採択するものである。新規提案議題がある場合には、適宜、対処したい。

仮議題 2. コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

（経緯）

第 48 回総会（CAC）（2025 年）及び第 49 回 CAC（2026 年）で最終採択及び予備採択された規格や第 45 回分析・サンプリング法部会（CCMAS）（2026 年）、第 37 回魚類・水産製品部会（CCFFP）（2026 年）などその他の関連する部会における汚染物質に関する議論の状況等が報告、情報提供され、以下の事項についての検討が求められている。

第 45 回 CCMAS からは、25 トン以上の大ロットのサンプルをサブロットに分けた場合の ML への適合性の判断基準を明確にすること、「構成成分の総量」についての分析法の数的性能規準の考え方について総アフラトキシンの場合と同様の考え方に基づいて整合をはかること、CCMAS が作成するバルク製品で不均質性の高いロットのサンプリングプランのガイダンスに関して意見を提出すること、食用塩中のマイクロプラスチック類に関する規格などの必要性について検討することが求められている。

第 29 回食用油脂部会からは、食用油脂中のヒ素及び鉛の最大基準値を微生物オメガオイルに適用拡大を検討することが求められている。

第 23 回アジア地域調整部会及び第 37 回 CCFFP からは、海藻製品中の有害元素の最大基準値の検討及び有害元素及び海洋性毒素をリスク評価の優先リスト（仮議題 19 関連）に追加することを検討することが求められている。

これらの検討を行う作業部会の議長国の募集が行われる見込みである。

（対処方針）

各報告事項を聴取した上で、新たに上記の議題を検討する電子作業部会などが設置される場合には、我が国の産業界への影響の程度も考慮し、議長又は共同議長に立候補することを含めて適切に対処したい。

仮議題 3. FAO 及び WHO（FAO/WHO 食品添加物専門家会議（JECFA）を含む）からの関心事項

（経緯）

JECFA 事務局、FAO、WHO から本部会に関係する以下の取組内容について報告される予定（主なものを抜粋）。

○JECFA

- 第 101 回会合（2025 年 10 月）におけるヒ素の再評価：
  無機ヒ素について、虚血性心疾患を根拠とするベンチマーク用量信頼下限値（$BMDL_{0.5}$）（0.3 μg/kg 体重/日）を設定。ヒ素汚染が中程度以上の地域において健康への懸念があると結論。
  有機ヒ素のうちジメチルアルシン酸（DMA）及びモノメチルアルソン酸（MMA）についても評価し、それぞれ健康影響に基づく指標値（HBGV）を設定。健康への懸念は低いと結論。
- 今後の評価予定：
  第 105 回会合（2027 年 11 月）で食品中のパーフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物（PFAS）を評価予定。分析法、汚染実態及び毒性データの利用可能性を踏まえて対象物質を選定。追加の PFAS は後続会合で更なるデータが利用となった段階で検討。
- 科学的助言体制：
  資金・人的資源の制約により会合の延期や評価範囲の縮小が生じており、効率的な運営方法を検討中。

○その他 FAO/WHO の共同作業

化学物質に焦点を当てた水質と食品安全の関係に関する報告書の公表、食品摂取量データベース（FAO/WHO Global Individual Food Consumption Data Tool（GIFT）、FAO/WHO Chronic Individual Food Consumption Data summary statistics（CIFOCOss）及び Global Environment Monitoring System / Food Contamination Monitoring and Assessment Programme（GEMS/Food）[1]）の整備・活用が報告される予定。

○FAO

- 食品接触材料の安全性
  再生プラスチック及び代替材料を用いた食品接触材料について、食品安全上の考慮事項や関連技術を整理した報告書を公表。コーデックスにおける食品容器包装における再生プラスチックの安全性に関するガイダンスの検討に資する情報を提供。
- 食品中マイクロプラスチック：
  食品中マイクロプラスチックのサンプリング法・分析法の標準化に向け、国際原子力機関（IAEA）との専門家会合を 2026 年 9 月に予定。CCMAS とも情報共有を進めている。

[1] GEMS/Food は、WHO が運営する、世界各国の食品中の化学物質濃度データを収集・蓄積する国際的なデータベース／モニタリング事業。各国から、重金属、かび毒など汚染物質の食品中の濃度データが提出され、JECFA のリスク評価や CCCF の最大基準値の検討に活用されている。

- 海洋生物毒：
  二枚貝中の藻類毒素モニタリングに関する国際ガイダンスを策定。二枚貝中のテトロドトキシンについて、2026 年 11 月に FAO/WHO 専門家会合を予定。
- その他：
  飼料のリスク評価マニュアル、環境阻害剤の食品安全上の評価、食品偽装及び新興ハザードの予見的検討に関する報告書等の公表などが報告される予定。

○WHO

- 食品由来の疾病負荷推計（2026 年版）：
  無機ヒ素、鉛及び水銀を新たに含めた評価により、化学的ハザードの 2021 年の疾病負荷は障害調整生存年（DALYs）で約 3,000 万年、死亡は約 110 万人と推計。2015 年版とは評価範囲が異なるため直接比較できない。
- PFAS の健康影響評価：
  18 物質及び 6 つの健康影響を評価の優先対象とし、2026 年末までに耐容一日摂取量（TDI）及び飲料水ガイドライン値の候補範囲を検討。2027 年の JECFA による正式な HBGV 策定等につなげる予定。
- 鉛中毒予防のアクションプラン：
  2027 年の世界保健総会に向けた世界行動計画及び PREVENT 技術パッケージを策定中。食品を主要なばく露経路の一つと位置付け、監視、トータルダイエットスタディ（TDS）、規制及びばく露低減対策の強化を重視。
- その他：
  プラスチック汚染条約交渉、内分泌かく乱化学物質、飲料水中の農薬代謝物のリスク評価、水銀含有製品の廃止等に関する取組が報告される予定。

（対処方針）

各報告事項を聴取した上で適切に対処したい。

<u>仮議題 4. その他の国際機関からの関心事項</u>

（経緯）

FAO/IAEA 合同食料・農業原子力技術センターから、CCCF の作業に関連する以下の活動等が報告される予定。

- 食品中汚染物質の迅速スクリーニング技術の開発：
  新たな協調研究プロジェクトを開始し、途上国において利用可能な、表面増強ラマン分光法、電気化学バイオセンサー、携帯型近赤外分光計等を用いて、有害元素、かび毒等の迅速分析法を開発。
- 加盟国の分析能力向上：
  90 件以上の技術協力プロジェクトを支援し、有害元素、かび毒、放射性核種等の分析に関する機器整備、研修、分析法の開発・妥当性確認等を実施。
- マイクロプラスチック分析法の開発：
  食品中マイクロプラスチックの検出・同定・定量法の開発を進めており、顕微フーリエ変換赤外分光光度計を用いた茶、ハーブティー、コーヒーからの抽出・分析

手順を最適化中。

- 放射性核種の分析に関する技術支援：
  食品中放射性核種の分析法、妥当性確認、測定不確かさ等に関するウェビナーを実施するとともに、加盟国の測定能力向上を支援。
- CCCF への直接的な技術支援：
  原子力・放射線緊急事態後の食品監視に適用可能な放射性核種の分析法を整理した技術参考文書を作成。これまでコーデックス規格に適用するための放射性核種の分析法規格がなかったことから第 19 回 CCCF に提出し、議論する予定。
- その他
  土壌や食品中のマイクロプラスチックの測定ワークショップ、養殖水産物中の抗菌性物質の迅速・確認分析法の開発と関連するワークショップ、同位体希釈 LC-MS/MS 等を用いたかび毒・残留農薬分析の研修、ヒ素・水銀の化学形態別分析や各種かび毒の分析能力向上支援等についても報告される予定。

（対処方針）

各報告事項を聴取した上で適切に対処したい。

仮議題５．食品中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範（ステップ 4）

（経緯）

第 16 回 CCCF（2023 年）において、カドミウムの最大基準値（ML） のレビューの前に実施規範を考慮すべきであるという、汚染物質に関するコーデックス規格のレビューの作業部会内でのコメントを受け、米国が討議文書を作成する意向を示し、議論が開始された。

第 17 回 CCCF（2024 年）において新規作業に合意し、第 47 回 CAC （2024 年）で承認された。米国を議長とする電子的作業部会（EWG）が設置され、品目特有の推奨事項を記載した附属書作成の必要性を含めて検討することとされた。

前回会合において実施規範の原案について議論され、利用可能な情報を基に第 19 回 CCCF でステップ 5 に進めることを目的として、原案の修正及び発展のためにステップ 2/3 に戻すこと、米国を議長とする EWG を再設置し、実施規範並びに海藻、コメ及びその他追加の附属書をさらに発展させること等に合意。

我が国は EWG に参加し、コメを中心として我が国で行われているカドミウム低減の取組が反映されるよう、関連するデータの提供等を行った。

EWG からは以下の 5 点が提案されている。

ⅰ. 実施規範の本文及び附属書（コメ及び海藻）の規定が一般原則に関して十分に網羅されているか検討すること。

ⅱ. 追加の附属書の作成作業を進めないことについて合意できるか検討すること。

ⅲ. 「カカオ豆中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範」（CXC 81-2022）を本実施規範へ統合する作業を進められるか検討すること。また、カカオ豆に特有の低減策がある場合、独立した附属書が必要か EWG において検討すること。

ⅳ. 実施規範中の用語を、適用可能な場合には既存のコーデックス規格及び関連する国際的な文書で使用されている用語に準拠させること。

ｖ. EWG を再設置し、実施規範及び附属書の最終化並びに CXC 81-2022 の統合の作業を行い、改訂した文書を第 20 回 CCCF（2027 年）で検討すること。

（対処方針）

本実施規範原案の記載について、農産物については、コメの附属書を含めて我が国で行われているカドミウム低減の取組が反映されていることから、引き続き、我が国の取組が適切に反映されるよう留意しつつ、原案を支持する立場で対処したい。

海水産物については、本文中の水産物（頭足類、甲殻類、二枚貝等）に対しての生産・加工における一般的な対策の記載は支持できるものの、海藻の附属書については、海藻類全般に関して、その内容が附属書の作成を正当化するほどの十分な有効性及び実効性についての情報が示されていないことから、海藻類の付属書の対象とする海藻類の範囲や規定についてはさらに慎重に検討するべきとの立場で対処したい。

また、第 20 回 CCCF に向けて EWG を再設置し、実施規範本文及び附属書について継続して議論を行うこと、本実施規範に CXC 81-2022 を統合する作業を行うことについては、支持する立場で対処したい。

仮議題 6. 食品及び飼料中のトロパンアルカロイド類汚染の防止及び低減に関する実施規範（ステップ４）

（経緯）

2019 年に国連世界食糧計画（WFP）が提供した穀類製品に混入したトロパンアルカロイドを原因とする集団食中毒が発生し、5 名が亡くなった。これを受け、WFP は FAO/WHO 専門家会合に科学的助言を求め、2020 年にトロパンアルカロイド類のリスク評価が行われ、WFP の食糧援助製品の管理基準が設定された。第 15 回 CCCF（2022 年）において FAO/WHO 専門家会合の科学的助言に対するフォローアップ措置の必要性及び実行可能性についての検討が開始され、第 18 回 CCCF（2025 年）において、食品及び飼料中のトロパンアルカロイド類汚染の防止及び低減に関して実施規範を新規策定するための作業を開始することについて合意し、第 48 回 CAC において新規作業として承認された。加えて、既存のリスク管理措置やその他トロパンアルカロイド類汚染の防止及び低減に関連するデータや情報を要請する回付文書が送付された。

実施規範原案の作成に向け、中国を議長、サウジアラビアを共同議長とする EWG が設置された。我が国も EWG に参加し、実行可能性のあるものになるよう意見したほか、消費者の啓発に向けた資料として、チョウセンアサガオ類及び我が国でチョウセンアサガオ類との誤食による食中毒が発生しているオクラやゴボウの写真を提供し、実施規範原案の作成に貢献した。

EWG では、チョウセンアサガオ属を主な対象とした規範とすることに合意し、数値基準を設けず予防的管理を重視した原則ベースの記述とすることを明確化した。また、全てのセクションにおける対策を前回案から更新し、産業規模生産者だけでなく小規模生産者でも実行可能なものとなったと結論した。

今次会合では、実施規範原案を次ステップに進めるに十分な内容であるかについて議論すること、掲載されている画像の有用性、明瞭性、商業利用に係る権利処理の必要性を踏まえて附属書を維持するかどうかについて議論することが要請されている。

（対処方針）

我が国からの意見は規範原案に反映されているが、規定の重複や実効性についての観点から必要な修正を提案した上で、ステップ 5 に進めて差し支えないとの立場で対処したい。附属書については、消費者の啓発に向けた素材等として有益であることから、維持することを支持する立場で対処したい。

仮議題 7. 乳生産用家畜飼料原料及び補助飼料のアフラトキシン B1 低減に関する実施規範（CXC 45-1997）の改訂（ステップ４）

（経緯）

第 16 回 CCCF において EWG を設置し、乳生産用家畜飼料原料及び補助飼料のアフラトキシン B_1 低減に関する実施規範（CXC 45-1997）の改訂に関する討議文書を作成することに合意。第 17 回 CCCF では、飼料のアフラトキシンの削減対策等に関する新たな情報等が提示され、CXC 45-1997 に追加される可能性のある他のセクション（範囲や定義等）やアフラトキシンの汚染防止等に関連する実施規範間の重複が指摘された。第 18 回 CCCF では、技術的内容や構成、及びコーデックス文書を統合するアプローチに関する変更案の方向性が支持され、当該新規作業提案文書を第 48 回 CAC に提出し、承認を求めること（同総会は当該新規作業を承認）、また、CXC 45-1997 の更なる改訂を行うため、カナダが議長、サウジアラビアが共同議長を務める EWG（我が国も参加）を再設置することも合意された。

当該 EWG が作成した CXC 45-1997 改訂案ではサイレージ中のアフラトキシン管理やかび毒低減資材の利用等の新たな内容が追加されるとともに、適用範囲、定義、収穫前後の管理、保管、家畜への給与、汚染飼料の処理・廃棄等に関する記載が大幅に拡充されている。今次会合では、CXC 45-1997 改訂案を検討し、本実施規範を第 50 回 CAC（2027 年）へ送付して採択を求めることの可否について審議するよう求められている。

（対処方針）

本改訂は、最新の科学的知見に基づくアフラトキシン B_1 の低減対策に資するものであり、EWG 内での議論が適切に反映されていることから、改訂原案を第 50 回 CAC へ提出し、ステップ 5/8 での最終採択を求めることを支持する立場で対処したい。

仮議題 8. 食品及び飼料中のピロリジジンアルカロイド類汚染の防止及び低減のための雑草管理に関する実施規範の改訂（ステップ４）

（経緯）

第 18 回 CCCF において、食品及び飼料中のピロリジジンアルカロイド類汚染の防止及び低減のための雑草管理に関する実施規範（CXC 74-2014）の改訂について、食品サプリメント等を含む対象食品の拡大、新たな雑草管理手法、養蜂における管理措置並びに食品・飼料事業者向けの推奨事項の追加等に関する検討を進めることに合意。第 48 回 CAC において、実施規範の改訂に係る新規作業が承認された。

改訂作業のために、トルコを議長とし、英国、オランダを共同議長とする EWG が設置され、第 18 回 CCCF で合意された事項を踏まえた改訂原案の検討を実施。我が国も EWG

に参加し、実行可能性のあるものになるよう改訂原案の作成に貢献した。

EWG は、EWG 内での技術的な議論や参加国からの実行可能性に関する意見を踏まえた結果、改訂原案の完成度は十分に高いと結論しており、今次会合では現行の実施規範からの変更点及び第 50 回 CAC での採択に進めるか否かについて議論することが要請されている。

(対処方針)

EWG の改訂原案は、養蜂における管理措置や対象とするステークホルダーの拡大等を盛り込み、現行の雑草管理中心の規範を大幅に充実するものであり、食品及び飼料中のピロリジジンアルカロイド類汚染の防止及び低減に一層資するものである。

一方で、改訂原案は、現在の雑草管理を中心とした実施規範から全面的な改訂となっており、EWG で提示された案からも大幅な変更が見られ、新たに実行可能性や措置の根拠等に疑義のある項目も含まれていることから、必要な修正を提案した上で、今次会合はステップ 5 で CAC の予備採択に諮ることに留め、第 20 回 CCCF で EWG を再設置して作業を継続すべきとの考えで対処したい。

仮議題 9　マグロ類中のメチル水銀に関する最大基準値及び関連するサンプリングプランのレビュー

(経緯)

第 12 回 CCCF（2018 年）において、一部の魚種別（マグロ類、キンメダイ、カジキ類及びサメ類）のメチル水銀の ML が合意され、その後の第 41 回 CAC（2018 年）において最終採択された。また、第 17 回 CCCF においてサンプリングプランが合意され、第 48 回 CAC で最終採択された。

一方で、第 18 回 CCCF において汚染物質規格のレビューについて議論がなされたところ、ニュージーランドを議長国、カナダを共同議長国として EWG を設置し、再評価に係る作業が承認された。

EWG に我が国も参加し、論点が適切に整理されるよう、討議文書の作成に貢献した。

現在、EWG は以下の 3 点を提案。

i. マグロ中のメチル水銀に関する ML の再評価のためのデータを収集するため、2029 年後半にデータ提供要請を行うことについて、加盟国から十分な同意が得られるかの確認。

ii. 加盟国がデータ収集の実現可能性を判断するための時間をさらに確保できるよう、この項目を第 20 回 CCCF で再検討すべきかの検討。

なお、データ提供要請が発出される場合、討議文書の第 26 項に概説されている追加条件も考慮に入れ、生鮮及び冷凍マグロに関するデータのみが求められていることを明確に規定すべきとの付言。

iii. データ提供要請が発出されるまでの間の、サンプリングプランに関する作業の延期。また、マグロに特化したサンプリングプランの策定に活用できる情報についての要請可否。

（対処方針）

i. 及び ii. について、2029 年後半にデータ提供要請を開始することを支持するとともに、データ提出に向けて国内における主要なマグロ類のメチル水銀含有実態調査を準備することとしたい。

また、 iii.について、サンプリングプランの合意から間もないところ、更なる作業の延期について支持することとしたい。

仮議題 10. 穀類及び穀類加工品中の総アフラトキシンに関する JECFA のデータコールのための提案

（経緯）

第 45 回 CAC（2022 年）において、穀類及び穀類加工品中の総アフラトキシンの ML が最終採択されたが、多くの国から当該 ML が高すぎるとして留保が表明された。このため、精米を除く品目の ML については 5 年以内に見直すこととされ、加盟国に対し、穀類中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範（CXC 51-2003）の継続実施及び GEMS/Food へのデータ提出が呼びかけられていた。

前回会合では、現行 ML の改訂の必要性を評価するため、総アフラトキシンに関するデータをさらに収集・検討する必要があるとの議論があった。その結果、次回会合で検討されるデータ募集のための文書をブラジルと JECFA 事務局が共同で作成するとともに、第 20 回 CCCF に提出する討議文書を作成するため、ブラジルを議長、タイを共同議長とする EWG を設置することとされた。

第 20 回 CCCF に提出する討議文書では、GEMS/Food に含まれる全データのレビュー、穀類及び穀類由来製品の総アフラトキシンにおける ML 改訂の必要性、特定の穀類に対する新たな ML の設定及び実施規範（CXC 51-2003）改訂の必要性を検討することとされた。

（対処方針）

現時点では資料未着であるが、ML のレビューに向けたデータコールが適切に行われるよう対象品目及び提出するデータや情報の範囲を確認し、適切に対処したい。

仮議題 11. 食品中のアクリルアミド低減に関する実施規範（CXC 67-2009）のレビュー

（経緯）

第 17 回 CCCF において、食品中のアクリルアミド低減に関する実施規範（CXC67-2009）の改訂作業を開始することに合意。有効性や実効性が証明されたアクリルアミド低減技術の収集のため回付文書が送付され、我が国からも情報提供を実施。第 18 回 CCCF において、さらに時間をかけて詳細な討議文書や改訂原案を作成すること及び回付文書を再送付することに合意した。インドを議長、カタール、サウジアラビアを共同議長とする EWG に我が国も参加し、収集した低減技術が適切に整理されるよう、討議文書の作成に貢献した。

EWG は以下の 3 点を提案。

i. 実施規範を改訂するに値する利用可能な十分な情報があるか、討議文書の情報に基づき検討すること。本実施規範の改訂の新規作業について支持が得られた場合は以

下の点を検討すること。

ii. 第 50 回 CAC に提出するため、新規作業提案文書を確認すること。

iii. 第 20 回 CCCF での検討のため改訂原案を作成する EWG を再設置すること。

（対処方針）

実施規範の改訂は、国際的に流通する食品中のアクリルアミド濃度の更なる低減に資するものであり、新規作業提案を第 50 回 CAC に諮ることを支持する立場で対処したい。

なお、討議文書については、科学的根拠に基づいた記載とし、新規作業提案文書については、実施規範の対象となる食品が明確になるように対処したい。

仮議題 12. 乾燥果実中のオクラトキシン A 汚染の防止及び低減に関する実施規範の策定

（経緯）

第 18 回 CCCF において、トルコから、乾燥果実中のオクラトキシン A（OTA）汚染の防止及び低減に関する実施規範の作成に関する新規作業提案文書を作成し、実施規範の策定に係る新規作業の承認を CAC に諮ることが提案された。

トルコは、小麦、大麦、ライ麦、唐辛子、パプリカ及びナツメグについて OTA の ML が設定されている一方、乾燥果実については ML が設定されていないこと、EU、トルコ、ブラジル等では、乾燥果実中の OTA について、それぞれ ML が設定されていることを踏まえ、乾燥果実中の OTA 汚染の防止及び低減のための実施規範を策定するとともに、将来的な ML 設定の検討に必要となるデータの収集等を進めることを主張した。

議論の結果、トルコが提出した討議文書及び新規作業提案文書をさらに精査し、第 19 回 CCCF で検討することに合意した。また、トルコを議長、英国を共同議長とする EWG が設置された。

我が国は EWG に参加し、実施規範の対象となる乾燥果実の選定根拠が明確となるよう意見を提出するとともに、収穫後、乾燥、保管及び輸送段階における OTA 汚染防止措置の充実を提案し、討議文書、新規作業提案文書及び実施規範案の作成に貢献した。

今次会合では、EWG より以下の事項が提案されている。

i. 討議文書に示されたデータや情報が、乾燥果実中の OTA 汚染防止及び低減に関する実施規範の新規作業を支持するために十分であるかを検討すること。

ii. 新規作業提案文書を検討し、乾燥果実中の OTA 汚染の防止及び低減に関する実施規範の策定に係る根拠をより明確かつ十分なものとするため、必要な修正を行った上で、第 50 回 CAC に新規作業として承認を求めること。

iii. 実施規範の構成案をレビューし、今後の EWG における実施規範作成の指針とするとともに、その妥当性及び改善の要否について検討すること。

iv. 第 20 回 CCCF での検討に向けて、実施規範案を作成するための EWG を設置すること。

（対処方針）

乾燥果実中の OTA 汚染の防止及び低減に関する実施規範の策定は、国際的に流通する乾燥果実中の OTA 濃度の更なる低減に資するものであることから、新規作業提案を

第 50 回 CAC に諮ることを支持する立場で対処したい。

その上で、新規作業提案文書については、実施規範の対象となる乾燥果実及び加工工程の範囲並びに関連する既存のコーデックス文書との関係がさらに明確となるよう対処したい。

また、実施規範の項目や骨子案については、収穫後、乾燥、保管及び輸送の各段階における実行可能な OTA 汚染の防止及び低減措置が適切に反映されるとともに、既存のコーデックス文書との重複を避け、OTA 汚染の防止及び低減に特有の措置に重点を置き、定義及び横断的事項が整理され、乾燥以外の加工工程に係る記載の充実が図られるよう提案したい。

仮議題 13. T-2 トキシン、HT-2 トキシン、ジアセトキシスシルペノール及び麦角アルカロイド類に関する検討

（経緯）

第 18 回 CCCF における「JECFA の評価及び FAO/WHO 専門家会合の成果のフォローアップ作業」の中で、T-2、HT-2、ジアセトキシスシルペノール（DAS） 及び麦角アルカロイドについて「穀類中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範（CXS 51-2003）」の附属書の改訂、特定の品目への ML 設定、GEMS/Foods に提出すべき追加データ及びデータ提供要請の作業範囲の設定などの検討、評価が必要と議論された。その結果、EU を議長とする EWG を設置し、T-2、HT-2、DAS 及び麦角アルカロイド類に関する討議文書の作成に合意した。

しかしながら、今日まで、EWG が設置、開催されていない。

（対処方針）

現時点では資料未着であるが、EWG 議長から討議文書が提出された場合には、内容を精査した上で、科学的な根拠に基づいた議論が行われるよう適切に対処したい。

仮議題 14. 食品容器包装における再生プラスチックの安全使用に関するガイドラインの策定

（経緯）

第 85 回 CCEXEC（2023 年）において、北米地域代表（カナダ）のアドバイザーとして出席していた米国から、食品包装へのリサイクル材料の使用が増加しており、コーデックスにおいて、食品の安全性の観点でどのように支援できるかを検討することを目的に、コーデックスでリサイクルガイダンス作成等の新規作業を行うことへの関心、ニーズ、価値があるか、加盟国とオブザーバーに情報収集と意見照会を行いたいとの提案があった。議論の結果、第 46 回 CAC（2023 年）に情報収集と意見照会の実施を勧告すること、また、その結果を踏まえて次のステップを検討することに合意した。

第 46 回 CAC では、多くの加盟国からこの勧告を支持する意見が示され、加盟国とオブザーバーに情報収集と意見照会を行うことに合意した。

第 86 回 CCEXEC（2024 年）は、加盟国等から提出された情報や意見においてコーデックスでのガイダンス作成への高い関心が示されたことから、関心国に、提出されたコ

メントを考慮して新規作業提案文書を提出するよう奨励した。[2]

第 47 回 CAC では、米国から、新規作業提案文書を第 18 回 CCCF へ提出し、作業開始を目指している旨報告された。我が国は米国のリーダーシップに感謝を表明するとともに、食品安全に焦点をあてた国際的に調和のとれた指針の重要性を強調し、多くの加盟国が回付文書に対して新規作業への支持を示したように、我が国も米国の新規作業への取組を支持する旨表明した。[3]

第 18 回 CCCF では、本議論が食品添加物部会（CCFA）ではなく CCCF の所掌範囲に属することを確認した上で、米国が、カナダ、EU、我が国及びその他関心のある加盟国の協力を得て討議文書を作成し、第 19 回 CCCF における検討に付すために提出することに合意した。[4]

米国は、EU、カナダ及び我が国との協議の下で、食品容器包装における再生プラスチックの安全使用に関するガイドラインの策定についての討議文書及び新規作業提案文書の草案を作成した。我が国からは、我が国の指針における記載事項を踏まえて、リサイクルプロセスにおける適格性の評価においてチャレンジテスト（種々の化学物質で意図的に汚染させた試料を調製し、これを実際の処理工程で処理して汚染物質の残存量又は残存率を求める試験）を必須としないよう意見する等、より実効性の高いガイドラインが検討されるよう貢献した。

今次会合に対しては、以下の 4 点が要請されている。

i. 討議文書において提供されたデータ及び情報がガイドライン策定の新規作業を開始する根拠として十分かを検討すること。
ii. 第 50 回 CAC において新規作業の承認を得るために、附属書Ⅱの新規作業提案文書を修正すること。
iii. 第 50 回 CAC による新規作業承認後、EWG がガイドラインを作成する際の指針とするため附属書Ⅲのガイドライン原案の構成や内容等を検討すること。
iv. 附属書Ⅲ及び今次会合での議論を踏まえ、第 20 回 CCCF で検討するガイドライン案を作成するための EWG を設置すること。

また、討議文書の更なる検討が必要な場合には、第 20 回 CCCF において修正した討議文書を検討するために、附属書 I にどのような情報を更に充実させるべきか等を特定することが提案されている。

（対処方針）

我が国は、共同作業（co-work）国として討議文書及び新規作業提案文書の作成に貢献しており、我が国からの意見も踏まえた提案内容になっていることから、現在の内容で新規作業開始を支持する立場で対応したい。新規作業提案文書の修正が行われる場合には、我が国の主張が維持されるよう留意し対応したい。

また、EWG が設置される場合には、共同議長として原案作成を担う旨表明することとしたい。

仮議題 15. スパイスミクスチャへの最大基準値の適用

---

[2] 第 114 回コーデックス連絡協議会、37 ページ（第 47 回総会の対処方針）
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/meeting_materials/assets/consumer_safety_cms203_241128_01.pdf

[3] 第 115 回コーデックス連絡協議会、97 ページ（第 47 回総会の報告）
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/meeting_materials/assets/consumer_safety_cms203_250328_01.pdf

[4] 第 118 回コーデックス連絡協議会、116 ページ（第 18 回 CCCF 報告）
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/meeting_materials/assets/consumer_safety_cms203_250917_01.pdf

（経緯）

第 17 回 CCCF のスパイス類中の鉛の ML 設定に関する議論の過程において、複数の原材料からなるスパイスミックス類への ML 適用についても議論され、コーデックス事務局が複合原材料製品の ML の適用の考え方を整理することとなった。また、同会合では、JECFA 事務局に対して GEMS/Food におけるスパイスミックス類と表示された製品の既存の鉛のデータについてレビューを行うことが要請された。

第 18 回 CCCF では、コーデックス事務局及び JECFA 事務局が用意した討議文書が関連議題として一緒に議論され、スパイスミクスチャにおける鉛の ML 設定に関しては支持が限定的であった一方で、配合比率が不明な場合の組成に基づく ML の設定の考え方や複雑な議論に対応するための更なる討議文書の必要性が議論された。日本がコーデックス事務局の示した適用の考え方をさらに改良したガイダンス案を議場配付資料（CRD）として提出していたことから、それを議論の出発点として、日本を議長とし、インド、パナマ及び米国を共同議長とする EWG を設置し、第 19 回 CCCF にむけて、スパイスミックスへの ML の適用に関するガイダンスとスパイスミクスチャの更なるデータ解析の選択肢を検討する討議文書を作成することとなった。

EWG からは、以下の事項についての検討が部会に対して要請されている。

i. ガイダンスの適用範囲を確認すること。特に、香辛料・ハーブ混合物への適用拡大や、香辛料・ハーブ以外の原料を含む製品の扱いについて検討すること（必要に応じてスパイス・料理用ハーブ部会（CCSCH）の意見も求める）。
ii. ガイダンスが鉛に限定されない形で適切に構成されているか確認すること。ただし、作成の出発点は香辛料中の鉛であったことを考慮する。
iii. 対象汚染物質の ML が設定されていない原料を含むミクスチャについて、本ガイダンスでどのように扱うべきか検討すること。
iv. ミクスチャ中の鉛データについて、新規提出データを含む追加解析結果をレビューし、その結果がガイダンスのアプローチに影響するか検討すること。
v. 以上を踏まえてガイダンス案をレビューし、第 19 回 CCCF での最終化を目指すとともに、コーデックス内での位置付けや文書の扱いを検討すること。
vi. 更なるガイダンスの修正が必要な場合は、第 20 回 CCCF に向けてガイダンス案を改訂するための EWG を再設置すること。

（対処方針）

本議題については、EWG 議長国として各国の意見を聴取し、中立的な立場から合意形成を目指して部会の議長に対して必要な修正提案等を行うとともに、加盟国の立場からは、我が国の実態も考慮して実効性のあるガイダンスとなるよう対処したい。

また、引き続き EWG が設置されて作業が継続する場合には、議長国として引き続き本議題をリードすることとしたい。

仮議題 16. 食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格（CXS 193-1995）に規定されている最大基準値のうち、分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999）に分析法が収載されていないものについての分析法又は数的性能規準の特定

（経緯）

食品及び飼料中の汚染物質・毒素に関するコーデックス一般規格（CXS 193-1995）により ML が設定されている一方で、それへの適合性判定に使用される分析法または分析法選択のための数的性能規準（Numeric Performance Criteria：NPC）が分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999）に収載されていない可能性が指摘された。本件に関し、第 18 回 CCCF において、該当する ML と分析法または NPC の組み合わせを特定するための討議文書をブラジル（コスタリカ支援）が作成することが合意された。今次会合では、作成された討議文書により、対象となる ML と対応する分析法の NPC の組み合わせを対象に、今後の対応について議論される見通し。

（対処方針）

現時点では資料未着であるが、検討の対象となる汚染物質・毒素（及びそれらの ML）と分析法・NPC の組み合わせを把握しつつ、我が国における監視指導への実装も見据えた実行可能性の観点から情報収集につとめ、適切に対処したい。

仮議題 17. 最大基準値の策定のためのデータ解析及び改善されたデータ収集に関するガイダンスの付属書

（経緯）

第 12 回 CCCF において、汚染物質の ML の提案を行う EWG が一貫性のあるデータ解析を行うことを支援するため、標記のガイダンス文書の策定に合意し、EWG（議長：EU、共同議長：米国、オランダ、日本）が設置され、以降、作成作業が続けられている。

前回会合では、ガイダンスの本文については将来的な見直しを前提としつつも合意するとともに、EWG において、附属書の作成作業を継続することに合意した。しかしながら、EWG が設置されておらず、附属書の策定作業は進展していない。

（対処方針）

作業開始から 8 年が経過している中で、議長国の作業負荷が大きく、本ガイダンスの作成作業が予定通り進展していないことから、ガイダンスの附属書については、一旦、現行の案を暫定的なものとして試行し、将来的に GEMS/Food の改良が行われるタイミングでガイダンスの本文とともに附属書の見直しを行うことも含めて提案したい。

仮議題 18. 汚染物質に関するコーデックス規格のレビュー

（経緯）

第 14 回 CCCF（2021 年）において合意したアプローチに従って、現行の食品及び飼料中の汚染物質に関するコーデックス規格（ML、ガイドライン（GL）、実施規範（COP））について、レビューの優先度が高いものを同定するための規準の作成や優先リストの作成作業を 3 年間試行した。

第 17 回 CCCF において、改定の優先度が高い規格を収載した優先リスト等を修正した上で、本件を毎年の部会において独立した議題として維持すること、回付文書により加盟国から情報を募り、その結果を踏まえてカナダが作業部会議長として本会合で報告

すること等に合意した。

前回会合においては、追跡リストA、B、優先リスト及び新しい附属書として提案されたサンプリングプランの追跡リストについて検討、更新が行われた。

また、優先リスト内の規格のレビューの議論をリードする議長及び共同議長への立候補の要請が行われ、「コメ中ヒ素の汚染防止及び低減に関する実施規範」(CXC 77-2017)について、優先リストの「立候補国」欄に、JECFAの評価後との条件付きで、日本が議長、シンガポールが共同議長として記載された。

今次会合では、会期前のバーチャル会合においてカナダを議長とする作業部会(WG)での議論が予定されている。

(対処方針)

優先リストに掲載されている規格について、新たにレビューを実施する場合には、部会全体の作業負荷量や関連する議題の作業状況、JECFAの評価スケジュールなども勘案して決定すべき、特にMLのレビューについては実施規範の新規策定や改訂の議論を優先するとともに、その普及・実施状況なども勘案して実施時期を検討すべきとの方針で対処したい。

コメ中ヒ素の実施規範の改訂については、JECFAの評価が終了したことを踏まえ、前回会合で優先リストに記載されたとおり、当該実施規範のレビューに関するEWGの議長に立候補するとの方針で対処したい。

仮議題19. JECFAによる汚染物質の評価の優先リスト

(経緯)

前回会合では、JECFAによる汚染物質の評価又は再評価の優先リストについて、既掲載物質に関する利用可能な情報の更新及び新規提案物質の取扱いが議論された。この中で、PFAS、タリウム、エチレンオキシド(酸化エチレン)及び2-クロロエタノール等について、各国が提供可能なデータや情報の利用可能性が確認された。また、オクラトキシンAのフル評価及びマテ茶中のカドミウム及び鉛のMLの影響評価を優先リストに追加し、銅、クロム及びビスフェノールAについては現時点での追加を見送るとともに、ダイオキシン類について改めてデータ提供要請を行うこととされた。

回付文書では、新規候補物質の推薦及び既掲載物質に関する追加情報について、JECFA評価に必要な関連データの利用可能性や今後の提出予定を中心に、加盟国及びオブザーバーから意見が求められている。なお、PFASについては、第105回JECFAでの評価が決定している(仮議題3参照)。

回付文書への回答に基づいて、会期前のバーチャル会合において米国を議長とするWGで議論される予定であり、タイから鉱物油芳香族炭化水素(MOAH)の評価を、米国からはパツリンの再評価を新たに優先リストに追加することが提案される見通し。

(対処方針)

各国からの提案を聴取し、評価の必要性や範囲を確認するとともに、我が国から提出可能なデータ等について、適宜、情報提供することとしたい。

仮議題 20. JECFA の評価及び FAO/WHO 専門家会合の成果のフォローアップ作業

（経緯）

JECFA や FAO/WHO 専門家会合の評価が完了した汚染物質、毒素に関して、会期前のバーチャル会合において米国を議長とする WG で、評価結果を受けて本部会として実施すべきフォローアップ作業の内容が議論される。

今次会合では、第 101 回 JECFA で評価が終了したヒ素が対象となる予定。

（対処方針）

JECFA の評価において、無機ヒ素について食事を通じたばく露において健康上の懸念が生じる可能性があるとされたこと、我が国は汚染物質に関するコーデックス規格のレビュー（仮議題 18）において議論を主導する旨を表明していることを踏まえ、主要なばく露源の一つとされるコメに由来するばく露を低減すべく「コメ中の無機ヒ素の汚染防止及び低減に関する実施規範」（CXC 77-2017）の改訂を提案し、その議論を議長としてリードするとの方針で対処したい。また、コメ中のヒ素に係る ML の改訂作業についての提案があった場合は、部会全体の作業負荷量を勘案し、消費者の汚染物質のばく露低減効果がより大きいとされる実施規範に関する議論を優先すべきとの立場で対処したい。

（以下の議題は省略）

仮議題 21 その他の議題

仮議題 22. 次回会合の日程及び開催地

仮議題 23. 報告書の採択

資料５-（１）

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 45 回栄養・特殊用途食品部会(CCNFSDU)

日時：【本会合及び報告書採択】2026 年 11 月２日（月）～６日（金）
【会期前作業部会（バーチャル会合)】10 月 27 日（火）
【会期前作業部会（物理的会合)】11 月１日（日）
場所：ニュルンベルク（ドイツ）

仮議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	FAO 及び WHO からの関心事項
4	６～36 か月児の栄養参照量（ステップ４）
5	年長乳児及び年少幼児用食品の規格案（ステップ４）
6	食品添加物に関する技術的正当性
7	CCNFSDU が所管する規格に係る分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999）の分析方法の見直し
8	新規作業/新たな課題に関する提案
9	その他の事項
10	次回会合の日程及び開催地
11	報告書の採択

資料５-（２）

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 45 回コーデックス栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）の主な検討議題

日時：2026 年 11 月２日（月）～６日（金）
場所：ニュルンベルク（ドイツ）

主要議題の検討内容

仮議題４：６～36 か月児の栄養参照量（ステップ４）

（経緯）

第 37 回 CCNFSDU（2015 年）から、年長乳児（６～12 か月）及び年少幼児（12～36 か月）の栄養参照量（NRVs-R）[1]を設定するために議論している[2]。第 43 回 CCNFSDU（2023 年）では、①６～36 か月児の NRVs-R の設定に関する一般原則、②一般原則の適用に関する試験的な段階的プロセスについて議論し、アイルランドを議長、コスタリカ及び米国を共同議長とする電子的作業部会（EWG）を設置し、一般原則案の修正を踏まえた試験的な段階的プロセス案を見直すとともに２つの年齢区分を組み合わせた６～36 か月の NRVs-R を提案するためのアプローチを開発すること、修正した試験的な段階的プロセス案を適用し、NRVs-R を算出することで合意した[3]。第 44 回 CCNFSDU（2024 年）までに、年長乳児及び年少幼児の NRVs-R の設定に関する一般原則、参照するデータに関わらず同程度の値となる 14 種類の栄養素（ビタミン A、B_6、D、及び E、並びにチアミン、リボフラビン、ナイアシン、パントテン酸、カルシウム、銅、ヨウ素、カリウム、亜鉛、及びたんぱく質）の NRVs-R の議論を終えた。一方で、参照するデータによって値にかい離がある 10 種類の栄養素（ビタミン C、B_{12}、及び K、並びに葉酸、ビオチン、セレン、マンガン、マグネシウム、リン、及び鉄）の NRVs-R については、EWG において引き続き議論が行われることとなった。なお、NRVs-R の設定に当たっては、参照するデータの１つとして「日本人の食事摂取基準」があり、検討当初は「日本人の食事摂取基準（2015 年版）」が参照されていたものの、「日本人の食事摂取基準（2020 年版）」が公表されたことから、参照するデータを「日本人の食事摂取基準（2020 年版）」に更新することにも合意がなされた[4]。なお、第 44 回 CCNFSDU において議論を終えた 14 種類の栄養素については、「日本人の食事摂取基準（2020 年版）」にデータを更新した上で NRVs-R が設定された。

残る 10 種類の栄養素の NRVs-R 設定のための EWG において、Consultation Paper（CP）1 では、日本人の食事摂取基準の値が 2015 年版から 2020 年版に、ノルウェーのデータが 2014 年版から 2023 年版に更新されるとともに、更新されたデータを NRVs-R の設定

[1] 栄養参照量（NRVs: Nutrient reference values）とは、栄養表示及び関連の強調表示を目的とした科学的データに基づく一連の数値であり、NRVs-R（Nutrient reference values – requirements）とは、１日当たりの栄養必要量を示す値である。
[2] 第 67 回コーデックス連絡協議会資料 P24
https://warp.ndl.go.jp/web/20240107215505/www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/pdf/67th_shiryou.pdf
[3] 第 105 回コーデックス連絡協議会資料 P45～
https://warp.ndl.go.jp/web/20241004212415/www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/105-4.pdf
[4] 第 114 回コーデックス連絡協議会資料 P24～ https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/114-3.pdf

に用いることについて合意が得られた。CP2 では、10 種類の栄養素について NRVs-R（案）が示され、意見募集がなされた。日本は、NRVs-R の値の設定方法が過去の部会において合意が得られた段階的プロセス[5]に基づいていることから、NRVs-R（案）を支持した。CP3 では、CP2 において示された NRVs-R（案）に対して、値の丸め方等に関する意見が出された栄養素（ビタミン C、ビタミン B_{12}、マグネシウム、鉄、マンガン）について、議長及び共同議長により再度検討が行われ、改めて NRVs-R（案）が示された。日本は、値の丸め方等について、過去の部会において合意が得られた方法（REP24/NFSDU[6]）に従って修正されていることから、修正された値が示されたビタミン C、ビタミン B_{12}、鉄、マンガンについては、CP3 における NRVs-R（案）を支持した。一方で、マグネシウムについては、６～36 か月児の NRVs-R において、92.5 mg を 90 mg に丸めるか、95 mg に丸めるか、どちらを支持するかについて意見が問われた。日本は、FAO/WHO 及び Recognized Authoritative Scientific Bodies（RASBs）のデータにおける推奨量（INL98）の最大値が 80 mg であることから、よりこの値に近い 90 mg を支持した。今次部会に向けて示された最終的な NRVs-R（案）においては、多くの国が 90 mg を支持したことから、マグネシウムの NRVs-R（案）は 90 mg となっている。

今次部会では、部会直前に開催されるバーチャル作業部会（VWG）での検討を踏まえ、６～36 か月児の NRVs-R の設定に向けて議論する予定である。

（対処方針）

これまでの部会において合意が得られた一般原則や段階的プロセスに従い、科学的根拠に基づき検討すべきという立場で、適宜対処したい。

仮議題５：年長乳児及び年少幼児用食品の規格案（ステップ４）

（経緯）

第 44 回 CCNFSDU（2024 年）において、米国から、既存の 3 つの補完食に関する文書（年長乳児及び年少幼児向けの栄養補助食品に関するガイドライン（CXG 8-1991）、缶詰ベビーフードの規格（CXS 73-1981）、乳幼児向け加工シリアル食品の規格（CXS 74-1981））を更新・統合し、新たな補完食に関する規格を策定する作業が提案された。議論の結果、栄養補助食品ガイドライン（CXG 8-1991）は対象外とするとともに、「補完」を規格の名称から削除し、「年長乳児及び年少幼児向け食品に関する規格」の策定作業を開始することに合意した。新規作業提案は、第 47 回総会（2024 年）において承認された。

第 44 回 CCNFSDU において設置された EWG（議長：米国、共同議長：EU、ケニア、パナマ）では、規格の目的、適用範囲、構成、対象食品の栄養組成要件等について 2 回の意見募集が行われ、日本からも意見を提出した（1 回目：2025 年 7 月、2 回目：2026 年 6 月）。

---

[5] CCNFSDU: Information document: Stepwise process for establishing NRVs-R for persons aged 6 – 36 months
https://www.fao.org/fileadmin/user_upload/codexalimentarius/committee/docs/INF_DOC_stepwise_process_NRVs_CCNFSDUe.pdf

[6] REP24/NFSDU
https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-proxy/en/?lnk=1&url=https%253A%252F%252Fworkspace.fao.org%252Fsites%252Fcodex%252FMeetings%252FCX-720-44%252FFinal%2BReport%252FREP24_NFSDUe.pdf

EWG の議論では、乳幼児の適切な栄養を確保するという基本的な目的については概ね意見の一致がみられたものの、対象となる食品を乳幼児の食生活の中でどのように位置付け、それに応じてどのような組成要件を設けるかについては、各国から様々な意見が示された。特に、肉、魚、野菜、果物、穀類等の食品群を一定割合以上含むことや、それぞれの食品群に特徴的な栄養素を一定量以上含むこととする要件案については、その科学的根拠や、多様な製品に一律に適用することの妥当性・実施可能性について懸念が示された。また、ナトリウム、糖類、たんぱく質、脂質、エネルギー密度等についても、一律の基準とするのか、製品カテゴリーや対象年齢等に応じた基準とするのかについて意見が分かれた。

この結果、EWG 議長・共同議長は、個々の具体的な組成要件の検討を進めるにあたり、まず、対象食品の役割や栄養組成の考え方等、規格の基本原則について方向性を整理する必要があるとし、今次会合に向けて、規格の基本原則や構成について議論するための主な検討事項（※）を示している。また、これまでの EWG における検討を踏まえ、規格の適用範囲、対象食品の定義、組成要件等の項目からなる規格原案の骨格も示している。組成要件については具体的な内容は示されておらず、今次会合における基本原則や規格の構成等に関する議論を踏まえ、今後検討される予定。

これらの検討事項及び規格原案の骨格については、今次会合前に開催される物理的作業部会（PWG）において検討した上で、その結果を踏まえて本会合で議論が行われる。また、次回会合まで引き続き検討を行うため、EWG を設置することが提案されている。

（※）EWG 議長・共同議長から示されている主な検討事項

a. 対象食品が乳幼児の食生活の中で果たす役割

・ 特定の栄養素の不足を補うことを主な目的とする食品として位置づけるべきか。それとも多様な食事の一部を構成する食品として位置づけるべきか。

・ 母乳や調製乳から通常の食事へと移行する過程や家庭で食べる通常の食事を補う上で、どのような役割を果たすか。

b. 栄養学的特性（年長乳児及び年少幼児に必要な栄養量・栄養組成）

・ エネルギー、主要栄養素、ビタミン、ミネラル等について、1 日あたりどの程度の栄養量が必要か。

・ 製品カテゴリー（穀類、乳製品、動物性たんぱく質等）によって、栄養組成要件を変えるべきか。

c. 製品の組成要件を設定する基本的な考え方

・ ①使用する食品群、②必要な栄養素、③これらの組合せ、のどれを基礎とするか。

・ ①食品群を基礎とする場合、その食品群が通常有する栄養特性をどの程度組成要件に反映させるのか。一方、②栄養素を基礎とする場合、食品そのものに含まれる栄養素と添加された栄養素をどのように扱うのか。

d. 組成要件の根拠とする食事モデル

・ 乳幼児が 1 日にどのような食品をどの程度摂取するかについて、どのような食事モデルを用いて組成要件を設定すべきか。

e. 規格の構成

・ すべての対象食品を一つの区分とするのか、年齢（年長乳児・年少幼児）や食品の種類（穀類を主原料とする食品等）に応じて複数の区分に分けるのか。

（対処方針）

これまでの EWG において、我が国は、年長乳児及び年少幼児向け食品は多様な食事の一部として摂取されるものであり、対象となる食品の種類や食事の中で果たす役割も様々であることから、すべての対象食品に一律の組成要件を適用することは必ずしも適切ではなく、製品カテゴリー、対象年齢、食品の用途や実際の摂取方法等を考慮して組成要件を検討することが重要とのコメントを提出してきた。また、食品群ごとの含有割合や特徴的な栄養素の含有量等の具体的な要件については、科学的根拠や実施可能性を十分に考慮する必要があるとの考えを示してきた。

今次会合においては、これまで EWG で示してきた考え方を踏まえ、対象となる食品として、各国・地域において様々な製品が製造・流通している実態にも留意し、国際食品規格として必要な要件を明確にしつつ、規格が過度に詳細かつ画一的なものとならないことが重要との立場で、各国の意見を聴取しつつ、適宜対処したい。

仮議題６：食品添加物に関する技術的正当性

（経緯）

CCNFSDU の所管する食品において使用される食品添加物について、第 41 回 CCNFSDU（2019 年）において、その使用の技術的正当性を評価するための枠組みに合意した[7]。この枠組みは、FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）による安全性評価が必要な食品添加物について、その優先リストへの収載に先立ち技術的正当性を評価する場合のほか、JECFA による新たな評価を必要としない場合や、食品添加物部会（CCFA）から技術的正当性の確認を求められた場合にも適用される。

第 43 回 CCNFSDU（2023 年）では、技術的正当性の評価対象となる食品添加物を５つのグループ（バッチ１～５）に分け、この枠組みを使用して段階的に評価を進めることに合意した[8]。第 44 回 CCNFSDU（2024 年）では、新たにバッチ６が設けられ、アラビアガム（INS 414）、非結晶質二酸化ケイ素（INS 551）、マンニトール（INS 421）及びアスコルビン酸ナトリウム（INS 301）を追加することに合意した[9]。これまでに、バッチ１（許容一日摂取量（ADI）が設定されている添加物）及び２（栄養源として許可されていない添加物）の評価が完了している。

また、第 44 回 CCNFSDU では、EU を議長とした EWG を設置し、バッチ３（通常の食事に含まれる栄養素、及び/または栄養源として許可されている栄養素に分離する添加物）について、12 週齢未満の乳児における安全性評価に必要な情報の収集と、乳児用調製乳

[7] 第 91 回コーデックス連絡協議会資料 P29
https://warp.ndl.go.jp/web/20240107215300/www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/91-3.pdf
[8] 第 105 回コーデックス連絡協議会資料 P46～
https://warp.ndl.go.jp/web/20241004212415/www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/105-4.pdf
[9] 第 114 回コーデックス連絡協議会資料 P25～ https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/114-3.pdf

規格（CXS 72-1981）に準拠する食品における使用の技術的正当性の検討を行うことに合意した。バッチ３の対象は、乳酸（INS 270）、レシチン（INS 322i）、クエン酸及びクエン酸塩（INS 330、331(i)、331(iii)、332(i)、332(ii)）、並びに脂肪酸のモノ及びジグリセリド（INS 471）。併せて、同 EWG では、第 54 回 CCFA（2024 年）から評価を要請されている塩基性メタクリル酸コポリマー（BMC）（INS 1205）について、CCNFSDU の所管する規格等の対象食品における使用の技術的正当性も検討対象に含めることに合意した。

これまでの EWG では、安全性評価データの提出可否及び各食品添加物の使用実態に関する情報提供が求められ、日本からも使用実態及び技術的必要性に関する情報を提出した。その後、各国から提出された情報を基に、各添加物の使用に係る技術的正当性について検討が行われた。その結果、EWG の結論として、バッチ３の添加物については、乳児用調製乳規格（CXS 72-1981）に準拠する食品における使用の技術的正当性を認めるとの勧告が取りまとめられ、日本が提出した技術的必要性に関する情報及び見解が勧告内容に反映された。一方で、BMC については、EWG 内で見解の一致に至らず、乳児用調製乳規格（CXS 72-1981）に準拠する食品における使用については技術的必要性を認めないとの勧告が示されたほか、缶詰ベビーフードの規格（CXS 73-1981）、乳幼児向け加工シリアル食品の規格（CXS 74-1981）、フォローアップフォーミュラ規格（CXS 156-1987）及びすぐに食べられる栄養治療食（RUTF）のガイドライン（CXG 95-2022）に準拠する食品における使用については追加検討が必要との結論が示された。なお、日本においては、12 週齢未満の乳児向け食品における BMC の使用実態はないことを報告済みである。

今次部会においては、EWG からの勧告を踏まえ、各添加物の技術的正当性について議論される見込みである。

（対処方針）

EWG の勧告には我が国が提出した情報及び見解が反映されていることから、当該勧告を基本として、各国の意見を十分に聴取の上、適宜対処したい。

<u>仮議題７：CCNFSDU が所管する規格に係る分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999）の分析方法の見直し</u>

（経緯）

これまで、CCNFSDU では、所管する規格、特に乳児用調製乳に関連する新たな分析法に関する提案を頻繁に受けていたが、これらの提案が会合直前に議場配布文書として提出され、CCNFSDU の参加者が本会合での議論に備える時間が限られるという課題があった。そのため、第 44 回 CCNFSDU（2024 年）において、分析法に関する提案をより体系的に検討できるよう、今後の部会において分析法について議論する常設議題を設けること、また、分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999）に収載されている、CCNFSDU の所管する規格に関する分析法の見直しのため、米国を議長とする EWG を設置することに合意した[10]。

EWG における CP１では、分析法の新規追加、更新、置換、訂正、廃止に関する提案が募

10 第 114 回コーデックス連絡協議会資料 P34 https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/114-3.pdf

集された。CP2 では、CP1 で提出された、乳児用調製乳規格（CXS 72-1981）及びフォローアップフォーミュラ規格（CXS 156-1987）に規定されている栄養素の分析法について検討が行われた。主な議論の結果は以下のとおり。

① L(+)乳酸産生培養物（*Bifidobacteria*）の分析法（ISO 29981｜IDF 220）（ISO 及び IDF の共同提案）[11]

両規格に任意原材料として規定されている乳酸産生培養物の分析法（タイプ I）が提案されたが、両規格においてその規定値が設定されていないため、EWG は本提案を分析・サンプリング法部会（CCMAS）に送付しないことを勧告した。

② CXS 72-1981 の Section B（乳児用特殊医療用調製乳）及び CXS 156-1987 の Section B（年少幼児向け製品）に規定されている栄養素の分析法

Section B への適用が提案された分析法は、両規格の Section A の栄養素規定の分析法として、過去に CCNFSDU において合意され、CCMAS により承認されたものであることから、これらを Section B にも適用することが支持された。このため EWG は、本提案について、CCMAS に承認及び CXS 234-1999 への収載を求めることを勧告した。

③ タウリンの分析法（AOAC 2022.03）

両規格に規定されているタウリンについて、新たな分析法（タイプⅡ）が提案され、その適合性を示す十分な妥当性確認データがあり、CXS 234-1999 において分析法が収載されていない項目を補うことができるとして、支持された。このため EWG は、本提案について、CCMAS に承認及び CXS 234-1999 への収載を求めることを勧告した。

今次部会では、EWG からの勧告について議論する予定である。

（対処方針）

①については、CCMAS における評価・承認が困難である状況を踏まえ、加盟国の意見を聴取しつつ、適宜対処したい。②については、提案された分析法が既に承認されたものであること、③については妥当性確認データが支持されているものであることを踏まえ、加盟国の意見を聴取しつつ、適宜対処したい。

仮議題８：新規作業/新たな課題に関する提案（CL 2025/77-NFSDU への回答）

提案１：ビタミン及びミネラル補助食品に関するガイドライン（CXG 55-2005）の改定

（経緯）

第 43 回 CCNFSDU（2023 年）において、CCNFSDU が所管する文書が引き続きその目的に適合しているかを確認するため、コーデックス事務局が所管文書の見直しのためのアプローチを検討することに合意した。第 44 回 CCNFSDU（2024 年）では、その結果が報告され、「ビタミン及びミネラル補助食品に関するガイドライン（CXG 55-2005）」については、2005 年の策定以来改定されていないため、最新の科学的知見や市場動向等を踏まえた見直しの検討が必要な文書の一つとして位置付けられた。また、第 44 回 CCNFSDU は、所管文書

11 CX/NFSDU 26/45/7 the first proposal
https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-proxy/en/?lnk=1&url=https%253A%252F%252Fworkspace.fao.org%252Fsites%252Fcodex%252FMeetings%252FCX-720-45%252FLinks%252FThe_first_proposal_submitted_by_IDF_and_ISO.pdf

の見直しは既存の手続により進めること、加盟国及びオブザーバーに対し、改定提案の提出を奨励することに合意した。

これを受け、今般、国際サプリメント業界団体連合会（IADSA）は、2025 年に FAO が公表した「Food safety in personalized nutrition: A focus on food supplements and functional foods」において、個別化栄養への関心の高まりや機能性食品・栄養補助食品市場の拡大、また、これらの製品に適用される規制環境を考慮することの重要性が指摘されていること等を踏まえ、CXG 55-2005 の見直しを提案した。提案では、現行ガイドラインの対象であるビタミン・ミネラル以外の、アミノ酸、食物繊維、植物・ハーブ抽出物、微生物等についても対象とする方向で、前文、範囲、定義及び組成等の見直しを行うことが提案されている。

今次部会では、IADSA から提出された CXG 55-2005 の改定に関する新規作業提案について、部会の新規作業の優先順位付けガイドラインに基づき検討される予定。

（対処方針）

ビタミン及びミネラル等の栄養成分とその他の物質では、推奨される摂取量等の値の設定状況や取扱い、規制内容等が各国間で異なっているため、CXG 55-2005 の対象範囲の拡大については、各国の既存の制度や規制への影響についても考慮する必要がある。

これらを踏まえ、提案団体等の説明や各国の意見を十分に聴取の上、適宜対処したい。

提案２：食品及び食品サプリメントに用いる国際的なプレバイオティクスガイドラインの策定に関する新規作業

（経緯）

2018 年の第 50 回食品添加物部会（CCFA）において、スーダンが JECFA による安全性評価のための食品添加物の優先リストに関し､アラビアガムについて｢プレバイオティクス｣の機能区分を追加する提案を行った。しかし、第 50 回 CCFA は、プレバイオティクスは食品添加物の機能ではないとして当該提案を優先評価リストから削除することに合意するとともに、本件を CCNFSDU へ付託する提案についても CCFA の権限外であるとした。

その後スーダンは、第 40 回 CCNFSDU（2018 年）において、プレバイオティクスに関するガイドライン策定を提案したが､時間的制約により議論されず､第 41 回 CCNFSDU(2019 年)以降は将来の新規作業候補として整理されていた。

今次部会に向けて、スーダンは改めて「食品及び食品サプリメントに用いる国際的なプレバイオティクスガイドライン」の策定を提案した。提案では、プレバイオティクス及びプレバイオティクス含有食品に関する国際的に調和した定義を整備するとともに、食品成分としてのプレバイオティクス及びその含有食品の評価要件、製造、汚染物質、衛生、表示並びに分析及びサンプリング法を含むガイドラインを策定することとしている。また、提案の背景として、各国でプレバイオティクスの規制アプローチが異なっていることを課題に挙げており、国際的な調和が必要であると指摘している。なお、当該ガイドラインの範囲は、食品サプリメントを含む食品におけるプレバイオティクスの使用に限定され、医薬品用途及び動物用飼料は対象外とされている。

今次部会では、本提案について検討される予定。

（対処方針）

当該議論の方向性を注視しつつ、適宜対処したい。

提案３：食事関連非感染性疾患に関するリスク分析アプローチについてのガイダンスに関する新規作業

（経緯）

今次部会に向けて、食品技術者協会（IFT）は、食事関連非感染性疾患（Diet-Related Non-Communicable Diseases: DRNCD）に関するリスク分析アプローチを検討するための新規作業を提案した。本提案では、食品カテゴリーや食事パターンとDRNCDの関連を示す科学的根拠に基づき、既存のコーデックスの個別栄養素に基づくリスク分析アプローチを補完するものとして、食品カテゴリーや食事パターンを考慮した、より統合的なリスク分析の枠組みを検討することが提案されている。

IFTは、肥満、糖尿病、心血管疾患等のDRNCDが世界的な公衆衛生上の課題となっており、各国・地域で食品ベースの食事ガイドラインや食品分類システム等が導入されている一方、これらのアプローチや分類には差異があると指摘している。そのため、国際的に調和された枠組みがなければ、これらの差違により、政策の実施及び解釈に一貫性がなくなり、公衆衛生及び貿易に影響を及ぼす可能性があるとし、コーデックスにおいて科学的かつ国際的に調和された手法を検討する必要があるとしている。

なお、提案では、コーデックスの既存の栄養素ベースのリスク評価手法を置き換えるものではなく、既存の栄養リスク分析原則及びアプローチが、食品カテゴリー等に関連するDRNCD リスクの評価にも適用可能かを検討するとともに、食品カテゴリーに基づく方法論の開発がCCNFSDUの所掌範囲等と整合するのか、また、食品カテゴリー等に基づく枠組みを検討する上でどのような事項を考慮すべきか等について検討することが提案されている。

今次部会では、本提案について検討する予定である。

（対処方針）

本提案に係る具体的な課題や作業方針等が必ずしも明らかではないため、当該リスク評価に係る国際的に統一された枠組みが無いことによる具体的な課題の有無を含めた各国の事情や意見に加え、提案の背景や作業方針等についての提案団体の説明を十分聴取する必要がある。その上で、科学的根拠に基づき、公衆衛生の観点と、公正な食品貿易の確保の観点から、コーデックスにおける作業の必要性について十分に検討していくことが必要との立場で、適宜対処したい。

（以上）

第45回コーデックス栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU45）について

日程：2026年11月２日（月）～６日（金）

2026年10月27日（火）VWG：６～36か月児の栄養参照量

2026年11月１日（日）PWG：年長乳児及び年少幼児用食品の規格案
新規作業/新たな課題に関する提案

場所：ニュルンベルク（ドイツ）

会合形式：対面開催　※日本は、消費者庁・農林水産省から参加予定



仮議題一覧

CCNFSDU45	
1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	FAO及びWHOからの関心事項
4	６～36か月児の栄養参照量（ステップ４）
5	年長乳児及び年少幼児用食品の規格案（ステップ４）
6	食品添加物に関する技術的正当性
7	CCNFSDUが所管する規格に係る分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999）の分析方法の見直し
8	新規作業/新たな課題に関する提案
9	その他の事項
10	次回会合の日程及び開催地
11	報告書の採択

仮議題４　６～36か月児の栄養参照量（NRVs-R）（ステップ４）

背景と議論の経過

議論の経過

○ 第37回CCNFSDU(2015年)：年長乳児(６～12か月)及び年少幼児(12～36か月)のNRVs-R設定のために議論。
○ 第43回CCNFSDU(2023年)：
　・６～36か月児のNRVs-Rの設定に関する一般原則、一般原則の適用に関する段階的プロセスを議論。
　・アイルランドを議長、コスタリカ及び米国を共同議長とする電子的作業部会（EWG）を設置。
　・段階的プロセス案の見直し、６～36か月児のNRVs-Rのためのアプローチの開発、NRVs-Rの算出に合意。
○ 第44回CCNFSDU(2024年)：
　・一般原則及び14種類の栄養素のNRVs-Rの議論終了。残る10種類の栄養素についてはEWGにて議論継続。
　・検討当初はNRVs-Rの設定に当たり参照するデータの１つとして「日本人の食事摂取基準(2015年版)」が参照されていたが、「日本人の食事摂取基準(2020年版)」に更新することに合意。

EWGの経過

○ Consultation Paper １：
日本人の食事摂取基準の値が2015年版から2020年版に、ノルウェーのデータが2014年版から2023年版に更新されるとともに、更新されたデータをNRVs-Rの設定に用いることについて合意。
○ Consultation Paper ２：
残る10種類の栄養素についてNRVs-R（案）が示され、意見募集。日本は、値の設定方法が過去の部会において合意が得られた段階的プロセスに基づいていることから支持。
○ Consultation Paper ３：
値の丸め方等に関する意見が出された栄養素について、議長及び共同議長が再検討、再度NRVs-R(案)を提示、マグネシウムにおける値の丸め方について意見募集。日本は、値の丸め方等について、過去の部会において合意が得られた方法に従って修正されていることから、NRVs-R(案)を支持。

第45回CCNFSDUでは、部会直前に開催されるバーチャル作業部会(VWG)での検討を踏まえ、残る10種類の栄養素の６～36か月児のNRVs-R設定に向けて議論する予定。

対処方針

これまでの部会において合意が得られた一般原則や段階的プロセスに従い、科学的根拠に基づき検討すべきという立場で、適宜対処したい。

3

仮議題５　年長乳児及び年少幼児用食品の規格案（ステップ４）

背景と議論の経過

議論の経過

○ 第44回CCNFSDU（2024年）で、新規作業の開始及び規格原案を作成するためのEWG（議長：米国、共同議長：EU、ケニア、パナマ）の設置に合意。
○「缶詰ベビーフードの規格(CXS 73-1981)」と「乳幼児向け加工シリアル食品の規格(CXS 74-1981))を統合して、新たな規格を作成する作業。２規格ではカバーされていない補完食も含むが、年長乳児向けフォローアップフォーミュラ及び年少幼児向け飲料、母乳代替品は対象外。

EWGの経過

○ 規格原案の目的、適用範囲、定義、栄養組成要件等に関して２回の意見募集。
　・乳幼児の適切な栄養の確保という基本的な目的については、各国で概ね意見が一致。
　・一方で、栄養組成要件の設定の考え方、値、科学的根拠や、製品カテゴリーや対象年齢等で分けた基準とするか否か等で、意見が分かれた。
　・日本は、年長乳児及び年少幼児向け食品は多様な食事の一部として摂取されるもので、種類や役割も様々であるため、一律の組成要件の適用は必ずしも適切ではなく、製品カテゴリー、対象年齢、食品の用途や実際の摂取方法等を考慮して組成要件を検討することが重要との旨のコメントを提出。

EWGの勧告

○ 第45回CCNFSDUでは、まずは対象食品の役割や栄養組成の考え方などの規格の基本原則や、規格の構成を整理するために、主に以下の検討事項について、各国からの意見を考慮し、議論する予定。
　a）対象食品が乳幼児の食生活の中で果たす役割
　b）乳幼児に必要な栄養量や食品カテゴリーごとの栄養特性の考え方
　c）栄養組成要件を設定する上での基本的な考え方（食品群vs必要な栄養素）
　d）組成要件の根拠とするのに適切な食事モデルは何か
　e）規格の構成

第45回CCNFSDUでは、部会直前に開催される物理的作業部会(PWG)での検討を踏まえ、議論する予定。

対処方針

これまでEWGで示してきた考え方を踏まえ、対象となる食品として、各国・地域において様々な製品が製造・流通している実態にも留意し、国際食品規格として必要な要件を明確にしつつ、規格が過度に詳細かつ画一的なものとならないことが重要との立場で、各国の意見を聴取しつつ、適宜対処したい。

4

仮議題６　食品添加物に関する技術的正当性

背景と議論の経過

議論の経過

○ 第41回CCNFSDU（2019年）で、CCNFSDUが所管する食品における食品添加物の使用の技術的正当性を評価するための枠組みに合意。
○ 第43回CCNFSDU（2023年）で、技術的正当性の評価対象となる食品添加物をバッチ１～５に分け、段階的に評価を進めることに合意（第44回CCNFSDU（2024年）にバッチ６を追加）。
○ 第44回CCNFSDUまでにバッチ１、２の評価を完了し、第44回CCNFSDUでバッチ３※及び塩基性メタクリル酸コポリマー（BMC)(INS 1205)の検討を進めるためのEWG（議長：EU）を設置。
※バッチ３：乳酸（INS 270）、レシチン（INS 322i）、
クエン酸及びクエン酸塩（INS 330, 331(i), 331(iii), 332(i), 332(ii)）、
脂肪酸のモノ及びジグリセリド(INS 471)

EWGの経過

○ 各添加物の使用実態の情報と、それを踏まえた使用の技術的正当性に対する意見について、計４回の照会。
・バッチ３（BMC以外の８添加物）については、概ね技術的正当性を認める意見で一致。
・BMCについては、複数国から技術的正当性に対する疑問が示されたが、それに対する回答が未確認。
・日本からも技術的正当性に関する情報・見解を提出。

EWGからの勧告

① バッチ３（BMC以外の８添加物）の、乳児用調製乳規格（CXS 72-1981）における使用の技術的正当性を認める。
② BMCの、乳児用調製乳規格（CXS 72-1981）における使用の技術的正当性を認めない。
③ BMCの、缶詰ベビーフードの規格（CXS 73-1981）、乳幼児向け加工シリアル食品の規格（CXS 74-1981）、フォローアップフォーミュラ規格（CXS 156-1987）及びすぐに食べられる栄養治療食のガイドライン（CXG 95-2022）における使用の技術的正当性について、追加検討を行う。

第45回CCNFSDUでは、EWGからの勧告について議論する予定。

対処方針

EWGの勧告には我が国が提出した情報及び見解が反映されていることから、当該勧告を基本として、各国の意見を十分に聴取の上、適宜対処したい。

5

仮議題７　CCNFSDUが所管する規格に係る分析・サンプリング法規格の分析方法の見直し

背景と議論の経過

議論の経過

○ これまで、CCNFSDUが所管する規格、特に乳児用調整乳に関連する新たな分析法に関する提案を頻繁に受けており、こうした提案は会合直前に議場配布文書として提出され、CCNFSDUの参加者が本会合での議論に備える時間が限られるという課題があった。
○ 第44回CCNFSDU（2024年）において、分析法について議論する常設議題を設けること、分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999）に収載されている、CCNFSDUの所管する規格に関する分析法の見直しのため、米国を議長とするEWGを設置することに合意。

EWGの経過

○ Consultation Paper １：分析法の新規追加、更新、置換、訂正、廃止に関する提案募集。
○ Consultation Paper ２：CP1で提出された、乳児用調製乳規格（CXS 72-1981）及びフォローアップフォーミュラ規格（CXS 156-1987）に規定されている栄養素の分析法について検討。

EWGからの勧告

① 両規格に任意原材料として規定されている乳酸産生培養物の分析法について、両規格においてその規定値が設定されていないため、本提案を分析・サンプリング法部会（CCMAS）に送付しないことを勧告。
② CXS 72-1981のSection B（乳児用特殊医療用調製乳）及びCXS 156-1987のSection B（年少幼児向け製品）への適用が提案された分析法は、両規格のSection Aの栄養素規定の分析法として、過去にCCNFSDUにおいて合意され、CCMASにより承認されたものであることから、これらをSection Bにも適用することを支持。本提案について、CCMASに承認及びCXS 234-1999への収載を求めることを勧告。
③ 両規格に規定されているタウリンについて、新たな分析法が提案され、その適合性を示す十分な妥当性確認データがあり、CXS 234-1999において分析法が収載されていない項目を補うことができるとして支持。本提案について、CCMASに承認及びCXS 234-1999への収載を求めることを勧告。

第45回CCNFSDUでは、EWGからの勧告について議論する予定。

対処方針

①については、CCMASにおける評価・承認が困難である状況を踏まえ、加盟国の意見を聴取しつつ、適宜対処したい。 ②については、提案された分析法が既に承認されたものであること、③については、妥当性確認データが支持されているものであることを踏まえ、加盟国の意見を聴取しつつ、適宜対処したい。

6

仮議題８　新規作業/新たな課題に関する提案
①ビタミン及びミネラル補助食品に関するガイドライン(CXG 55-2005)の改定

背景と議論の経過

経緯／提案の背景

○ 第43回CCNFSDU（2023年）において、CCNFSDUが所管する文書が引き続きその目的に適合しているかを確認するため、所管文書の見直しのためのアプローチを検討することに合意。
○ 第44回CCNFSDU（2024年）では、コーデックス事務局が文書レビューを行った結果を報告。「ビタミン及びミネラル補助食品に関するガイドライン（CXG 55-2005）」は、2005年の策定以来改定されていないため、最新の科学的知見や市場動向等を踏まえた見直しの検討が必要な文書の一つとして位置付けられた。また、所管文書の見直しは既存の手続により進めること、加盟国及びオブザーバーに対し、改定提案の提出を奨励することに合意。
○ これを受け、国際サプリメント業界団体連合会（IADSA）は、個別化栄養への関心の高まりや機能性食品・栄養補助食品市場の拡大などを踏まえ、CXG 55-2005の見直しを提案。

提案の概要

○ 現行ガイドラインの対象であるビタミン・ミネラル以外の、アミノ酸、食物繊維、植物・ハーブ抽出物、微生物等についても対象とするようガイドラインの改定を提案。
○ IADSAとの面会において、以下の旨の事前説明があった。
- 本作業において、ガイドラインに詳細な規定を盛り込む考えはない。
- 各国の既存の規制を妨げることなく、各国規制当局の裁量の下でサプリメントの安全性や品質が担保される内容となるよう取りまとめたい。

対処方針

ビタミン及びミネラル等の栄養成分とその他の物質では、推奨される摂取量等の値の設定状況や取扱い、規制内容等が各国間で異なっている可能性がある。各国の既存の制度や規制への影響を考慮しつつ、提案団体等の説明や各国の意見を十分に聴取の上、適宜対処したい。

7

仮議題８　新規作業/新たな課題に関する提案
②食品及び食品サプリメントに用いる国際的なプレバイオティクスガイドラインの策定

背景と議論の経過

経緯／提案の背景

○ 第40回CCNFSDU（2018年）において、スーダンはプレバイオティクスに関するガイドライン策定を提案したが、時間的制約により議論されず、第41回CCNFSDU（2019年）以降は将来の新規作業候補として整理されていた。
○ 今般、スーダンは改めて「食品及び食品サプリメントに用いる国際的なプレバイオティクスガイドライン」の策定を提案。

提案の概要

○ プレバイオティクス及びプレバイオティクス含有食品に関する国際的に調和した定義を整備するとともに、食品成分としてのプレバイオティクス及びその含有食品の評価要件、製造、汚染物質、衛生、表示並びに分析及びサンプリング法を含むガイドラインの策定を提案。

対処方針

議論の方向性を注視しつつ、適宜対処したい。

仮議題８　新規作業/新たな課題に関する提案
③食事関連非感染性疾患に関するリスク分析アプローチについてのガイダンス

背景と議論の経過

経緯／提案の背景

○ 食品技術者協会（IFT）は、食事関連非感染性疾患（Diet-Related Non-Communicable Diseases: DRNCD）に関するリスク分析アプローチを検討するための新規作業を提案。
○ IFTは、肥満、糖尿病、心血管疾患等のDRNCDが世界的な公衆衛生上の課題となっており、各国・地域で食品ベースの食事ガイドラインや食品分類システム等が導入されている一方、これらのアプローチや分類には差異があると指摘。
○ 国際的に協調された枠組みがなければ、これらの差違により、政策の実施及び解釈に一貫性がなくなり、公衆衛生及び貿易に影響を及ぼす可能性があるとし、コーデックスにおいて科学的かつ国際的に調和された手法を検討する必要があると主張。

提案の概要

○ 既存の栄養リスク分析原則及びアプローチが、食品カテゴリーや食事パターンに関連するDRNCDリスクの評価にも適用可能か、食品カテゴリー等に基づく方法論の開発がCCNFSDUの所掌範囲等と整合するか等について検討することを提案。

対処方針

○ 本提案に係る具体的な課題や作業方針等が必ずしも明らかではないため、当該リスク評価に係る国際的に統一された枠組みが無いことによる具体的な課題の有無を含めた各国の事情や意見に加え、提案の背景や作業方針等についての提案団体の説明を十分聴取する。
○ その上で、科学的根拠に基づき、公衆衛生の観点と、公正な食品貿易の確保の観点から、コーデックスにおける作業の必要性について十分に検討していくことが必要との立場で、適宜対処したい。

9

資料６-（１）

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 56 回食品衛生部会（CCFH）

日　時：本会合及び報告書採択　2026 年 11 月 16 日（月）～11 月 20 日（金）
　　物理的作業部会　2026 年 11 月 15 日（日）、16 日（月）
場　所：スコッツデール、アリゾナ州（米国）

仮議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及び各部会からの食品衛生部会への付託事項
3	FAO/WHO 合同微生物学的リスク評価専門家会議（JEMRA）を含む FAO 及び WHO の作業から提起された事項
4	他の国際機関から提起された事項
5	海産物中の病原性ビブリオ属菌の管理における食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン（CXG 73-2010）の改訂原案（ステップ７）
6	CCFH の文書と改訂された「食品衛生の一般原則（CXC 1-1969)」の整合化
7	食品中のウイルス管理への食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン（CXG 79-2012）の改訂原案（ステップ４）
8	食品事業者のための食品アレルゲン管理に関する実施規範(CXC 80-2020)の改訂に関する討議文書
9	急速冷凍食品の加工及び取扱いのための実施規範（CXC 8-1976)の改訂に関する討議文書
10	その他の事項及び今後の作業・新規作業提案/今後の作業計画
11	次回会合の日程及び開催地
12	報告書の採択

資料６-（２）

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 56 回食品衛生部会（CCFH）

日　時：本会合及び報告書採択　2026 年 11 月 16 日（月）～11 月 20 日（金）
　　物理的作業部会　2026 年 11 月 15 日（日）、16 日（月）
場　所：スコッツデール、アリゾナ州（米国）

主要議題の検討内容

仮議題１　議題の採択

仮議題を本部会の議題として採択するものである。各議題において十分な議論ができるよう、適宜対処したい。

仮議題２　コーデックス総会及び各部会からの食品衛生部会への付託事項

※資料未着

総会及び他部会から付託された、又は関連する事項についてコーデックス事務局から説明が行われる予定。情報収集に努め、適宜対処したい。

仮議題３　FAO/WHO 合同微生物学的リスク評価専門家会議（JEMRA）を含む FAO 及び WHO の作業から提起された事項　※資料未着

CCFH において現在検討中の作業に関連した JEMRA の活動等が報告される。情報収集に努め、適宜対処したい。

仮議題４　他の国際機関から提起された事項　※資料未着

情報収集に努め、適宜対処したい。

仮議題５　海産物中の病原性ビブリオ属菌の管理における食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン（CXG 73-2010）の改訂原案（ステップ７）

（経緯）

本作業については、第54回会合において、「食品生産・加工における水の安全な使用及び再使用に関するガイドライン（CXG 100-2023）」附属書Ⅱ（魚及び水産製品）の検討結果に合わせて見直す必要があったため、水の使用や水質要件に関する記述を[スクエアブラケット]とした上で、ステップ５で予備採択し、付属文書Ⅱ（魚及び水産製品）が完成次第、作業を再開することとされた。前回第55回会合において、CXG 100-2023の付属文書Ⅱの作業が完了したことから、新たに日本を議長、ホンジュラス、モロッコ及びニュージーランドを共同議長とするEWGを立ち上げ、CXG 100-2023の付属文書Ⅱの内容を考慮して 、[スクエアブラケット]内の文章を見直すこと及び今次会合において議論することが合意されたもの。EWGにおいては、二度コメントの機会があり、その際提出されたコメントを踏まえて修正された改訂案について議論される。
また、本会合の前日に物理的作業部会（PWG）が予定されている。

（対処方針）

既に、水ガイドライン（CXG 100-2023）との整合や、fit-for-purpose water、clean water 及び potable water の整理等、主な論点については議論が行われているところ、本作業がステップ８に進むよう適宜対処したい。

<u>仮議題６　CCFH の文書と改訂された「食品衛生の一般原則（CXC 1-1969)」の整合化</u>

※資料未着

（経緯）

既存の CCFH 文書の構成を、改訂された「食品衛生の一般原則（CXC 1-1969)」(2022 年最終改訂）と整合させる作業を行っているもの。前回会合において中国を議長、英国及びケニアを共同議長とする EWG の再設置が合意され、優先順位付けされた CCFH の既存文書について、判断樹もしくはその他の手法により整合化の作業を進めることとされていた。

EWG においては、前回会合で改訂作業を進めることで合意された３文書「ナチュラルミネラルウォーターの採取、加工、販売に関する衛生実施規範（CXC 33-1985)」、「バルク入り若しくは半包装された食品の輸送に関する衛生実施規範（CXC 47-2001)」及び「ボトル入り/包装飲料水（ナチュラルミネラルウォーター以外）の衛生実施規範（CXC 48-2001)」について、議長らが作成した改定案に対し、コメントが求められた。

本会合では、提出されたコメントを踏まえて、更新された整合化文書案、並びに整合化に際しての統一化されたアプローチについて議論される予定。

また、本会合の前日に物理的作業部会（PWG）が予定されている。

（対処方針）

本作業が優先順位を付けつつ、また、既存文書の技術的な改訂を行うEWG等が並行して文書の整合化も行う場合、作業が容易となるような統一化されたルールが示されるよう、適宜対処したい。

<u>仮議題７　食品中のウイルス管理への食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン（CXG 79-2012）の改訂原案（ステップ４）</u>　※資料未着

（経緯）

第 51 回会合（2019 年）において、ノロウイルスに関する新たな情報等に基づき、本文書を改訂することが提案され、その後前回会合において議論されているもの。予防及び介入措置について更に詳述し更新するため、カナダを議長、オランダを共同議長とする EWG を設置し、JEMRA の報告（ウイルス・パート２）の公表を待ち、本会合に向けて改訂原案を作成することが合意された。前回会合後に開催された EWG では、2026 年２月に公表された本報告を踏まえて、議長らが作成した原案についてコメントをする機会があり、その際提出されたコメントを踏まえて修正されたものが会議文書として回付される予定。

（対処方針）
作業文書未達のため、さらなる情報が得られた時点で対処方針を検討するが、管理措置の選択の柔軟性を確保しつつ、活用しやすいガイドラインに更新されるべきであるとの立場で、適宜対処したい。

仮議題８　食品事業者のための食品アレルゲン管理に関する実施規範(CXC 80-2020)の改訂に関する討議文書　※資料未着

（経緯）
第 54 回会合（2024 年）における CCFL（食品表示部会）からの提案を受け、CCFL で改定された「包装食品の表示に関する一般規格（CXS 1-1985)」(「アレルゲンを含む食品リスト」を含む）と「食品事業者のための食品アレルゲン管理に関する実施規範（CXC 80-2020)」との整合を図る必要性を確認していた。
前回会合では、2026 年５月に予定されていた CCFL49 において CXS 1-1985 の付属文書「予防的アレルゲン表示（PAL）の使用に係るガイドライン」の完了を待ち、中国が豪州及びガーナの協力の下に、本会合で CXC 80-2020 の改定に関する提案に関する討議文書及びプロジェクトドキュメントを準備することが合意された。

（対処方針）
作業文書未達のため、さらなる情報が得られた時点で対処方針を検討するが、「包装食品の表示に関する一般規格（CXS 1-1985)」との整合が必要に応じ図られるべきであるとの立場で、適宜対処したい。

仮議題９　急速冷凍食品の加工及び取扱いのための実施規範（CXC 8-1976)の改訂に関する討議文書　※資料未着

（経緯）
前回会合で、チリから急速冷凍食品の加工及び取扱いに関する実施規範(CXC 8-1976)について、現行の－18℃に代えて－15℃以下での凍結、保管、輸送及び販売等を可能とすること、また対象範囲を現行の家きん肉、豚肉及びそれらの副産物から、その他の陸生動物由来の食肉、魚介類及び水産食品、青果物を含む、より広範な品目へ拡大すること等の改訂を提案する討議文書が提出された。
エネルギー消費の削減及び貿易の円滑化が図られる可能性がある一方で、対象範囲の広さや基準温度を引き上げた場合の温度逸脱の可能性に対する懸念が示されたほか、凍結温度の問題は、複数のコーデックス文書に共通する事項であり、調和のとれた、科学的根拠に基づくアプローチを確立することが有用であるとの認識が示された。これを受けて、チリが、オーストラリア及びブラジルの協力の下に、実施規範で対象とされている品目及びその他の関連事項を踏まえ、対象範囲を拡大する形で見直しを行い、改訂した討議文書を第 56 回 CCFH に提出することとなった。

（対処方針）
作業文書未達のため、さらなる情報が得られた時点で対処方針を検討するが、必要に

応じ FAO 及び WHO に対し科学的助言を求めるべきとの立場で、適宜対処したい。

仮議題 10　その他の事項及び今後の作業・新規作業提案/今後の作業計画　※資料未着

作業文書未達のため、さらなる情報が得られた時点で対処方針を検討するが、適宜対処したい。

仮議題 11　次回会合の日程及び開催地

適宜対処したい。

仮議題 12　報告書の採択

各議題の議論の結果が適切に反映されるよう対処したい。

第56回食品衛生部会（CCFH）

２０２６年１１月１６～２０日

スコッツデール・アリゾナ州（米国）

対処方針案



第56回CCFH　仮議題

	議題
1	議題の採択
2	コーデックス総会及び各部会からの食品衛生部会への付託事項
3	FAO/WHO合同微生物学的リスク評価専門家会議（JEMRA）を含むFAO及びWHOの作業から提起された事項
4	他の国際機関から提起された事項
5	海産物中の病原性ビブリオ属菌の管理における食品衛生の一般原則適用に関するガイドライン（CXG 73-2010）の改訂原案（ステップ７）
6	CCFH の文書と改訂された「食品衛生の一般原則（CXC 1-1969）」の整合化
7	食品中のウイルス管理への「食品衛生の一般原則」の適用に関するガイドライン（CXG 79-2012）の改訂原案（ステップ４）
8	食品事業者のための食品アレルゲン管理に関する実施規範(CXC 80-2020)の改訂に関する討議文書
9	急速冷凍食品の加工及び取扱いのための実施規範（CXC 8-1976)の改訂に関する討議文書
10	その他の事項及び今後の作業・新規作業提案/今後の作業計画
11	次回会合の日程及び開催地
12	報告書の採択

仮議題５ 海産物中の病原性ビブリオ属菌の管理における「食品衛生の一般原則」の適用に関するガイドライン（CXG 73-2010）の改訂原案（ステップ７）

経緯

- 第53 回会合（2023年）において、本ガイドラインが策定された2010年以降に得られた科学的知見を踏まえて改訂することに合意。
- 第54回会合（2024年）において、ステップ５で予備採択。水の使用や水質要件に関する記述を[スクエアブラケット]（※未合意を意味する）に入れた上で、「食品生産・加工における水の安全な使用及び再使用に関するガイドライン（CXG 100-2023）」の附属書Ⅱ（魚及び水産製品）が完成次第、作業を再開することとされた。
- 前回第55回会合において、CXG 100-2023の付属文書Ⅱの作業が完了したことから、新たに日本を議長、ホンジュラス、モロッコ及びニュージーランドを共同議長とするEWGを設置。EWGが策定したドラフトに基づき、議論される予定。

日本の対処方針案

- fit-for-purpose water、clean water及びpotable waterの使い分け等については、既にCXG 100-2023の附属書Ⅱ（魚及び水産製品）の中で整理済みであり、本作業がステップ８に進むよう適宜対処したい。

3

仮議題７ 食品中のウイルス管理への「食品衛生の一般原則」の適用に関するガイドライン（CXG 79-2012）の改訂原案（ステップ４）

経緯

- 第51回会合（2019年）において、ノロウイルスに関する新たな情報等に基づき、本文書を改訂することが提案され、その後前回会合において議論されているもの。
- 第55回会合（2025年）において、予防及び介入措置について更に詳述し更新するため、ステップ３に差し戻し、カナダを議長、オランダを共同議長とするEWGを設置し、JEMRAの報告書の公表を待って、改訂原案を作成することに合意。
- EWGでは、2026年２月に公表されたJEMRAの報告書を踏まえて議長らが作成した原案についてコメントをする機会があり、その際提出されたコメントを踏まえて修正されたドラフトが会議文書として回付される予定。

前回会合で主に議論となった点

- （総論）小規模な食品事業者や小規模農家における実行可能性
- 冷凍農産物の定義に、特定の冷凍温度（－18℃等）を記載するか
- 自宅待機を命じられた従業員への金銭的補償等に関する記載　→　削除
- 胃腸炎症状を示した従業員の待機期間　→　48時間を例示として記載
- RTE（ready-to-eat）食品の定義（他のコーデックス文書の定義との統一）　　など

4

仮議題７ 食品中のウイルス管理への「食品衛生の一般原則」の適用に関するガイドライン（CXG 79-2012）の改訂原案（ステップ４）

EWGドラフトの主な更新点（会議文書では変更される可能性があります）

- 冷凍農産物の定義：冷凍温度については具体的に記載しないオプションを提案
- RTE食品の定義：「合理的に予測可能（reasonably foreseeable）」な喫食の概念の取り入れ
- 食品接触面や食品の殺菌方法の条件及びそれらの措置によって得られる効果に関する記載の精緻化

  例）
  - ✓ 260 nmの深紫外線（UV-C）を300 mWs/cm^{2}照射で、食品接触面のマウスノロウイルス１（ヒトノロウイルスの代替ウイルス）は4.4 log低下
  - ✓ 95℃・1分以上の加熱で、食品中のウイルスは4 log低下
  - ✓ pH2・60分間の措置で、A型肝炎ウイルスは3 log低下

日本の対処方針案

- 管理措置の選択の柔軟性を確保しつつ、活用しやすいガイドラインに更新されるべきとの立場で、適宜対処したい。

5

その他、議論することが予定されている議題

- 議題８ 食品事業者のための食品アレルゲン管理に関する実施規範(CXC 80-2020)の改訂に関する討議文書
  - ✓ CCFLにおける「包装食品の表示に関する一般規格（CXS1-1985）」の付属文書「予防的アレルゲン表示（PAL）の使用に係るガイドライン」に関する作業の完了を待って、 CXC 80-2020の改訂作業の準備を行うこととされていたもの。
  - ✓ 中国が豪州及びガーナとの協力の下、討議文書及びプロジェクト文書を作成し、本会合において検討されることとなっている。

- 議題９ 急速冷凍食品の加工及び取扱いのための実施規範 (CXC 8-1976)の改訂に関する討議文書
  - ✓ 前回会合で、チリから、有効なコールドチェーン管理が確保されることを条件として、家きん肉、豚肉及びそれらの副産物について、現行の－18℃に代えて－15℃以下での冷凍、保管、輸送及び販売を可能とする改訂が提案されていたもの。
  - ✓ FAO 及びWHO に対し、食品安全を確保するために必要な凍結保管温度の閾値及び品質への影響に関する科学的助言を要請。
  - ✓ チリが豪州及びブラジルとの協力の下、討議文書を作成し、本会合に提出することとされている。

- その他のトピック
  - ✓ RTE食品の定義の統一に関する検討：コーデックス事務局が、RTE食品に言及している文書をレビューし、背景文書を作成・回付している。
  - ✓ 「乳児用調製粉乳に関する衛生規範(CXC 66-2008)」改訂の必要性についての検討。

6